

脱炭素先行地域事業マネジメント支援業務 基本仕様書

1 業務発注の経緯と理由

(1) 業務発注の経緯

ア 本市と共同提案者は、脱炭素を通じて地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させるまちづくりを推進するため、第5回脱炭素先行地域への選定に向けて応募し、令和6年9月に選定された。計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間と設定されており、現在は計画段階から実施段階へ移行しようという時期にある。

イ 計画の実施に先立ち、本市と各共同提案者が、脱炭素社会の実現に向けて、専門的な知識や技術、経験を生かして緊密に連携することを目的とし、令和7年1月に連携協定を締結した。

ウ 現在は連携協定に基づき、本計画に記載された各種取り組み（以下、「関連事業」という。）について共同提案者との打ち合わせを重ねており、並行して事業全体の効果的な実務体制を模索しているところである。

(2) 業務発注の理由

ア 関連事業の分野が多岐にわたるため、計画全体を横断的にマネジメントするための支援が必要であること。

イ 関連事業の詳細な検討や議論にあたり高い専門性を要するため、確実かつ適切な事業の推進及び妥当性の評価を行うための技術的支援が必要であること。

ウ 関連事業の実施主体となる共同提案者との間に生じる各種手続きや調整を円滑に行うための支援が必要であること。

2 業務の目的

下記の体制を早期に構築し、脱炭素先行地域計画が確実かつ適切に実施されるよう支援を行うこと。

- (1) 関連事業を推進し、進捗の管理を行う体制。
- (2) 関連事業の評価を行う体制。
- (3) 市による補助金の交付に際し、共同提案者等から提出される書類等の審査を行う体制。

3 業務の内容

(1) 関連事業の推進支援

ア 関連事業の会議運営及び議事録の作成

関連事業の会議運営を行う。会議の終了後に、要点をまとめた議事録を作成し、市に提出する。

イ 関連事業の推進に係る総合調整

関連事業の推進に係る総合調整を行う。

(2) 脱炭素先行地域計画の進捗管理支援

関連事業の全体工程表及び期間別工程表（年間、月間等）のとりまとめ等、市が計画の進捗管理を行うための支援を行う。

(3) 関連事業における技術及び費用面での妥当性の評価支援

関連事業の詳細な検討及び議論並びに共同提案者からの提案等に際し、市が技術及び費用面での妥当性を評価する支援を行う。

(4) 共同提案者等による市への補助金交付申請書類等の受付及び一次審査

関連事業の実施にあたり市が実施する補助金交付に際し、下記の業務を行う。

ア 共同提案者等から提出される補助金交付申請書類等（以下、「申請書類等」という。）の受付を行う。

イ 申請書類等が一式揃っていることを確認し、不足がある場合は提出者に対し指導を行う。

ウ 申請書類等の内容を照査し、別に定める市補助金交付要綱及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱への適合可否について一次審査を行う。

エ イ、ウを確認した申請書類等を市に引き渡す。

(5) 市が行うステークホルダーとの各種調整の支援

市がステークホルダー（市民、コミュニティ推進協議会、地権者、各種団体、関連事業者等）との合意形成のために行う各種調整（説明、交渉、折衝等）の支援を行う。また各種調整にあたり、説明会の開催支援を行う。